

## チラシ・パンフレット類の同封料金に関する取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は公益財団法人兵庫県勤労者福祉協会共済部（以下「ファミリーパック」という。）が会員事業所及び関係機関等に向けて発行する会報誌「ファミリーパックニュース」等（以下「会報誌等」という。）へ下記に定める依頼主が作成するチラシ・パンフレット類を同封する場合の内容及び徴収する料金（以下「同封料金」という。）に関する必要事項を定める。

### (チラシ・パンフレット類の内容)

第2条 会報誌等に同封することができるチラシ・パンフレット類は、ファミリーパック会員及びその家族の生活に役立つものや余暇を充実させる内容のものであり、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (2) 人権侵害となるものまたはそのおそれのあるもの
- (3) 法令、条例等に抵触するもの
- (4) 消費者金融などに関するもの及びクレジット会社の広告
- (5) 風俗営業店の広告
- (6) 商品先物取引に関する内容のもの
- (7) マルチ商法に関する内容のもの
- (8) 意見広告または政治性のあるもの
- (9) 宗教性のあるもの
- (10) 政治性のあるもの
- (11) 社会問題に関するもので適当でないもの
- (12) 取引安全の観点から適切でないもの
- (13) その他、ファミリーパックの性格上、望ましくない内容のもの

### (依頼主の範囲)

第3条 ファミリーパックにチラシ・パンフレット類の同封を依頼できるのは、ファミリーパックの会員事業所及び提携店、県やその外郭団体、または会員サービスにつながる商品やサービス等を取扱っている企業・団体等とする。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、依頼主になることができない。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- (2) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員または暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

(3) 前各号に掲げるものの他、依頼主として公益財団法人兵庫県勤労福祉協会事務局長（以下「事務局長」という。）が適当でないとする者

(申込み)

第4条 依頼主は、会報誌等発行日の1ヶ月前までに「チラシ・パンフレット類の同封申込書」（別紙1）及び同封予定のチラシ・パンフレット等の現物またはデザイン案を提出することとする。

(承認)

第5条 事務局長は依頼主から提出があった「チラシ・パンフレット類の同封申込書」及び同封予定のチラシ・パンフレット等の内容を審査のうえ、会報誌等に同封することを承認するかどうかを判断する。

(同封料金)

第6条 依頼主がファミリーパックに支払う同封料金は、「同封料金表」（別紙2）のとおりとする。

(支払い)

第7条 ファミリーパックは会報誌等の配送完了を確認後、依頼主に対して同封料金を請求する。依頼主はその内容を確認しファミリーパックが指定する銀行口座に同封料金を振込むものとする。

(補 則)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項が生じた場合については、事務局長が決定するものとする。

附 則

この要領は令和2年4月1日から適用する。